

平成29年第1回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年1月27日(金)午後3時30分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(18名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	19番	砂塚功	委員

欠席農業委員(1名)

18番 北野唯道 委員

出席農地利用最適化推進委員(15名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
篠宮四郎	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	山内喜一	委員
富永進	委員		

欠席農地利用最適化推進委員(4名)

邊 見 芳 正 委員

齋 藤 一 廣 委員

秋 元 幸 一 委員

飛知和 金 一 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 買受適格証明願の申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 5 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	森 正樹	主幹兼次長兼係長	橋本 浩一
主 査	高橋 早苗	主 事	高畑 祥史
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	菅森 利栄
東分室長	鈴木 光一		

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成29年第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、買受適格証明関係が1件、農地法第3条関係が3件、農地法第4条関係が2件、農地法第5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が12件、合わせて25件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 3時30分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

大寒を迎えまして、ちょうど1週間になります。さすがに大寒という感じで、マイナス5度、6度、7度という日が結構続いております。そんな中、世界の情勢も非常に混沌としております。我々の農業につきましても、世界情勢もありますし、日本の政策的なものもございまして先行きが非常に大変不透明なことにまた戻ってしまったのかなと思われる、きょうこの頃であります。

そんな中、我々は農業委員、推進委員としての使命を全うしていかなければならないと感じております。ことし1年、皆様のご協力を得まして、無事に白河市の農業委員会をまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより平成29年第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、3番、今井直敏委員、4番、滝田文雄委員の兩名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

18番、北野唯道委員、邊見芳正推進委員、斎藤一廣委員、飛知和金一委員、秋元幸一委員の計5名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 買受適格証明願の申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 2ページをごらんください。

議案第1号 買受適格証明願の申請について。

買受適格証明願について申請があったので、買受適格証明の交付について審議を求める。

平成29年1月27日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（高橋主査） それでは、3ページをごらんください。

買受適格証明についてご説明いたします。

今回、申請農地の債権者は財務省でございます。差し押さえされた農地取得の入札に参加するためには、農業委員会の買受適格証明の交付を受ける必要がございます。よって、申請人が農地買受適格者か否かを農地法第3条の基準に沿ってご審議いただくものです。

附帯決議といたしまして、決定を受けた者が入札後、申請物件の落札者となった際には、今回の審議の承認をもって所有権移転の3条許可証を交付するものであります。

【その1朗読】

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 買受適格証明願の申請についてを審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当、小泉です。

この物件につきまして、1月23日に山本農業委員さんと申請人立ち会いのもと、現場に来て申請内容その他を確認いたしました。申請内容に間違いがなく、買い受けは適格だと思われれますので、皆様の審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、買受適格証明願の申請について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

平成29年1月27日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(高橋主査) それでは、5ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその3朗読】

以上、その1からその3までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

篠宮委員 白坂担当の篠宮です。

1月18日1時半に、農業委員の矢野正則さんと、譲渡人、譲受人、私との4人で現場で話を聞き、間違いのないことを確かめました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山本委員 去る1月19日の午後1時半から、現地において私と推進委員の斎藤一廣委員と、それから双方の代理人3人が現地を確認いたしました。なお、譲受人、譲渡人の双方が当日は都合が悪くて、あるいは遠方で来られないということだったので、推進委員の斎藤委員が事

前に本人にそれぞれ内容について電話で確認を行いました。その結果、双方とも申請内容に間違いはないということを確認したということですので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区担当の橋本です。

去る1月24日、代理人と鈴木委員と私との3人で現場を確認いたしました。申請内容を確認したところ間違いございませんでした。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 6ページをごらんください。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年1月27日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、7ページをごらんください。

【その1朗読】

非線引き都市計画用途地域内農地の第1種住居地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

今回の申請につきまして、去る1月24日、私、齋藤委員さん、申請人の3名で現地立ち会
いいたしました。申請内容について2人で聞きましたところ、申請内容とおりにということで
何ら問題ないと思われますので、皆様の審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第4条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 12ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許
可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と
転用目的は問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

矢吹委員 14番の矢吹でございます。

先ほど事務局のほうから説明があったとおり、河川工事のために移動するということが
ございます。案内図にありますように、周辺は住宅地でございますので何ら問題ないと思われ
ますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議しま
す。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 17ページをごらんください。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の

規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年1月27日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 18ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る1月21日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 23ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る1月24日、今井委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人にお会いし、申請内容について確認いたしました。今回の転用による周辺農地への影響、日照、排水、土砂の流出の問題について調査したところ、特に問題ありませんでした。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 28ページをごらんください。

【その3朗読】

非線引き都市計画用途地域の第1種住居地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきまして、1月21日に早津和一委員と2人で、現地のほうには設定人においていただきまして、この申請内容についてお聞きしましたところ、申請のとおりであるということでございました。被設定人には、当日電話で確認させていただきました。この申請内容に間違いのないことを確認いたしております。

道路に囲まれていて南側に農地がございますけれども、他の農地には全く影響ないというふうを考えております。皆様方のご審議よろしく願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 33ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 大沼地区を担当する高橋です。

今回の申請について、去る1月21日、邊見芳正委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人に現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いがない、相違ないということでした。今回の転用による周辺農地への影響は特に問題ありません。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 38ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地の市街地近傍小集団農地10ヘクタール未満と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る1月22日、滝田委員さんと現地調査を行いました。また、譲渡人と譲受人にもお会いをして、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響について、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 43ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地、市街地近傍小集団農地10ヘクタール未満と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

篠宮委員 白坂担当の篠宮です。

今回の申請について、譲渡人と1月20日に電話で間違いがないことを確認いたしました。

1月22日に、農業委員の矢野正則さんと山本繁夫さんと、譲受人と私の4人で現地で話を聞き、間違いがないことを確認いたしました。周辺の農地への影響はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 48ページをごらんください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この件に関しましては、1月23日、星農業委員さんと設定人、被設定人と4名で現地にて申請内容の確認を行いました。申請内容には間違いなく、一時転用後はもとの状況に戻すということで、また、周辺農地への影響もないと思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 53ページをごらんください。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年1月27日提出。会長砂塚功。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第12号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第12号について原案のとおり承認いたします。

以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

◎その他

会長 総体的に委員の皆様、何かございませんか。特別ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 事務局。

事務局長 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

まず、農業委員、農地利用最適化推進委員の研修会、2月2日木曜日、午前11時からJA夢みなみ白河セレモニーホールで開催されます。出席申し込みをされた委員の皆さんは、各自時間まで会場にお願いいたします。

次に、平成28年分委員報酬の源泉徴収票をお配りしましたので、確認をお願いいたします。

最後に、次回の総会につきましては、2月28日火曜日、午後2時から。場所については久田野のサンフレッシュ白河で開催しますので、よろしくお願いいたします。

会長 以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉会

会長 これをもちまして平成29年第1回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後4時35分）
